

外郭防音工事について（お知らせ）

■ 外郭防音工事^(※1)の対象住宅は、令和3年度から下記のとおりとなりますので、お知らせします。

区域	対象住宅（下線部分が新たに対象となった住宅）	特記事項
85W 以上	<p>(1) 防音工事を実施していない住宅（集合住宅の場合は住戸。以下同じ。）</p> <p>(2) 防音工事（一挙防音工事^(※2)、新規防音工事^(※3)、追加防音工事^(※4)、防音区画改善工事^(※5)）を実施している住宅であって、以下の事項に該当する住宅</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 防音工事を実施していない居室がある住宅 各防音工事が完了した日から10年以上経過している場合【特記事項Ⅰ】</p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>防音工事を実施していない居室がない住宅</u> <u>各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事^(※6)に併せて外郭防音工事を実施する場合</u> <u>【特記事項Ⅱ、Ⅲ】</u></p>	<p>Ⅰ 新規防音工事のみを実施している住宅は、工事完了の日から10年未満であっても対象となります。</p> <p>Ⅱ 新規防音工事分の防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施したいとしても、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施している場合には、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過していなければ、外郭防音工事の対象とすることはできません。</p> <p>Ⅲ 集合住宅については、様々なケース等があることから、対象となる住宅かどうか、事前にご相談・ご確認ください。</p>

- (※1) 外郭防音工事 : 世帯人員にかかわらず、原則として、家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する防音工事
- (※2) 一挙防音工事 : 防音工事を実施していない住宅を対象に行う防音工事
- (※3) 新規防音工事 : 防音工事を実施していない住宅を対象とし、世帯人員にかかわらず、2居室以内の居室に対して行う防音工事
- (※4) 追加防音工事 : 新規防音工事を実施した住宅を対象に行う防音工事
- (※5) 防音区画改善工事 : バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う防音工事
- (※6) 防音建具機能復旧工事 : 防音工事により設置した防音サッシ等の取換工事

区域	対象住宅（下線部分が新たに対象となった住宅）	特記事項
75W 以上 85W 未満	<p>(1) 鉄筋コンクリート造系の集合住宅（以下「RC集合住宅」という。）であって、防音工事を実施していない住戸</p> <p>(2) <u>原則として、一挙防音工事等（※7）と外郭防音工事を実施した住戸が混在【特記事項Ⅰ】しているRC集合住宅【特記事項Ⅱ】であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具【特記事項Ⅲ】が設置されている一挙防音工事等を実施済みの住戸【特記事項Ⅳ】</u></p>	<p>Ⅰ 一挙防音工事等を実施した住戸の外郭防音工事と防音工事を実施していない住戸の外郭防音工事を同時期に実施することにより混在することとなる場合を含みます。</p> <p>Ⅱ 同一敷地内又は同一の利用目的に供されているひとまとまりの土地に複数棟のRC集合住宅が所在する場合であって、それら複数棟のRC集合住宅を同一の管理者が管理している場合を含みます。</p> <p>Ⅲ 芯材の有無を確認するため、玄関建具の型番が分かる設計図書や写真等及びカタログ等の提出が必要となりますので、詳しくは事前にご相談ください。</p> <p>Ⅳ 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住戸にあっては、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過している場合に限ります。</p>

（※7）一挙防音工事等：一挙防音工事、新規防音工事又は追加防音工事

- ご不明な点等がありましたら、末尾の問い合わせ先までご連絡ください。
- 新たに対象となった住宅については、**住宅防音工事希望届の受付を令和3年4月1日から開始**します。

【問い合わせ先】 東北防衛局 企画部 防音対策課 TEL : 022-297-8216
内線 : 3320、3321、3322